

事務連絡
令和元年6月11日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

平成30年7月豪雨により被災した被保険者の一部負担金及び
保険料（税）の減免措置に対する財政支援の取扱いについて

平成30年7月豪雨により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長については、「平成30年7月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（平成31年2月15日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「2月15日事務連絡」という。）においてお示ししているところですが、令和元年7月1日以降における取扱いについて、下記内容について御了知の上、貴管内市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

2月15日事務連絡においてお示したとおり、

- ① 一部負担金については、平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用された市町村（以下「災害救助法適用市町村」という。）及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、平成30年7月豪雨の被災者（以下「被災者」という。）に係る平成31年3月1日から令和元年6月30日の間の一部負担金の免除を行った場合に、
- ② 保険料（税）については、災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、被災者に係る平成31年度相当分の保険料（税）額であって、令和2年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴

収対象年金給付の支払日) が到来するもののうち、平成 31 年 4 月分から令和元年 6 月分までに相当する月割算定額について、保険料(税)の減免を行った場合に、それぞれその一部負担金、保険料(税)の減免措置に対する財政支援を実施することとしている。

また、当該財政支援が終了する本年 7 月 1 日以後の取扱いについては、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 1 号イ及びニ又は後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成 19 年厚生労働省令第 141 号)第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定に該当する要件を満たす場合には、特別調整交付金の交付対象となるものである。